

[別表1の2]

有害性未確認物質の基準(第2条関連)

1. 有害性未確認物質とは、次の各号のいずれかに該当する化学物質をいう。ただし、高分子化合物は除く。
 - カ. 急性経口毒性が確認できていない化学物質。ただし、常温で気体であるか、又は用途上、主なばく露経路が吸入であると判断される場合には、急性吸入毒性が確認できていない化学物質をいう。
 - ナ. 復帰突然変異又は哺乳類培養細胞を用いる染色体異常のどちらにおいても確認できていない化学物質
 - ダ. 魚類急性毒性、ミジンコ急性毒性又は淡水藻類生長阻害のいずれにおいても確認できていない化学物質
 - ラ. 易分解性が確認できていない化学物質
2. 第1号のダ目及びラ目にかかわらず、次の各目のいずれかに該当する化学物質には第1号のダ目及びラ目を適用しない。
 - カ. 水溶解度が1mg/L未満の化学物質
 - ナ. 令別表2第33号による中間体(Intermediates)又は同表第43号による工程速度調節剤(Process regulators)の用途としてのみ使用しようとする化学物質
3. 第1号にかかわらず、別表1第9号により、化学物質安全院長が告示した有害性に関する試験データの作成方法において、試験の不要又は不可能と規定された化学物質には、第1号を適用しない。
4. 第1号にかかわらず、法第10条第2項に基づく登録猶予期間中に登録されていない既存化学物質には、第1号を適用しない。
5. 第1号から第3号までの規定に基づく化学物質に該当するかは、法第10条により登録・申告を行った者が所有し、又は確認した資料（試験データ・非試験データの両方とも含め、法第14条第1項第4号による化学物質の分類資料も含む）を基に判断する。